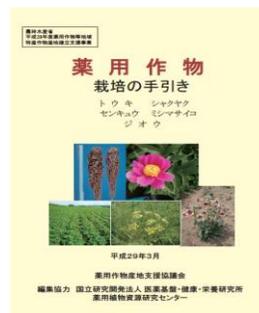


持続的生産強化対策事業のうち 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

薬用作物の産地化に向けた地域の取組を支援します。
(実証ほの設置、農業機械の改良、栽培マニュアルの策定等)



目次

1	事業の概要	2
2	グループを作る	5
3	事業内容を検討する	7
	事業メニュー	10
	事業メニューの組み合わせ例	12
4	事業計画書を作成する	13
	成果目標	15
	補助要件等	19
	事業実施等の手続き	21
	問い合わせ先	22

補助事業を申請するには

1 事業の概要

2 グループを作る



3 事業内容を検討する



4 事業計画書を作成する



公募締め切りまでに、地方農政局等へ申請する

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(薬用作物支援関連)

【令和4年度予算概算要求額 1,984 (1,367) 百万円の内数】

<対策のポイント>

薬用作物等の産地形成加速化のため、事前相談窓口の設置、産地形成の加速化に向けた新技術の実証や経営指標の作成、栽培技術確立や優良種苗の安定供給のための実証ほの設置、農業機械の改良、技術アドバイザーの派遣、人材確保策の検討等の取組を支援します。

<事業目標>

薬用作物の栽培面積の拡大 (550ha (平成30年度) →630ha (令和7年度))

<事業の内容>

1. 全国的な支援体制の整備

- 新たに産地化を検討する地域等の取組を促進させるため、事前相談窓口の設置、契約栽培締結の促進、地域相談会(マッチング)の開催、技術拠点農場の設置、地域の栽培技術指導體制の確立に向けた栽培技術研修会の開催や技術アドバイザーの派遣を支援します。

2. 地域における取組の支援

- ① 生産体制の強化
地域の気象・土壌条件等に適した品種の選定や栽培マニュアルの作成、栽培技術確立や優良種苗の安定供給のための実証ほの設置、低コスト生産体制の確立に向けた農業機械等の改良、多年性品目の新植(4万円/10a)、人材確保策の検討等
- ② 需要の創出
消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発等の取組を支援します。
※中山間地農業ルネッサンス事業優先枠を設定

<事業の流れ>

補助：定額、1/2以内



(関連対策)

病害虫・雑草の防除対策の高度化事業 96 (71) 百万円の内数

<事業イメージ>

現状

薬用作物は耕作放棄地の再生利用等により中山間地域の活性化等に期待される作物。一方、漢方製剤等の需要が拡大する中で、中国産の価格が高騰しており、実需者からも国内での薬用作物の栽培が望まれている。

課題

- ・市場がないため、供給先の確保が難しい
- ・生産や需要等の情報の把握が難しい
- ・栽培技術指導者が少なく、地域に応じた栽培技術が確立されていない
- ・専用の農業機械等や登録農薬が少なく手作業が多いため、労働負担が大きい
- ・栽培期間が長いものも多く、収益を得るまでに時間が必要

具体的取組

<p>1 全国段階 <相談窓口の設置、情報提供>  ※電話等での相談対応やHPでの情報提供</p>	<p><マッチング機会の提供> </p>	<p>2 地域段階 <実証ほの設置> <栽培マニュアルの作成>  </p>
<p><栽培技術指導者の育成> </p>	<p><技術アドバイザーの派遣> </p>	<p><農業機械等の改良>  このほか、新植への支援や商品開発等の取組が可能。</p>

【お問い合わせ先】 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2117)

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（地域における取組の支援）の概要

本事業は、**地域特産作物を対象に**、消費者や実需者ニーズに対応した**高品質生産**、**産地の規模拡大**及び**担い手育成**などを強力に**推進するため**、**地域の実情に応じた生産体制の強化や需要の創出など**、生産から消費までの取組を総合的に**支援する**ものです。

① 対象作物

薬用作物については、次のア及びイが補助の対象となります。
ア **漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料**として使用されるもの
イ 健康食品向け等の**漢方薬の原料以外に使用**されるもの

(参考)

本事業では薬用作物以外に、茶、いぐさ、ごま、こんにやく等の他の地域特産作物も対象となります



② 事業実施主体（事業を申請することができる者）

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社、協議会

※ ただし、下記Ⅲ事業内容のうち、薬用作物の新植への支援（P 9）、需要の創出（P 10）について、都道府県及び市町村は除外

③ 補助率

定額

ただし、**機械等のリースは物件価格（税抜き）の1/2以内**

④ 補助対象となる事業内容

事業メニューから必要な取組を選択し、組み合わせて実施することが可能です



⑤ 補助対象経費

- ・ 備品費
 - ・ 賃金等
 - ・ 給与
 - ・ 報酬
 - ・ 職員手当等
- ・ **事業費**
 - 会場借料
 - 通信運搬費
 - 借上費
 - 改植等支援費
 - 印刷製本費
 - 資材購入費
 - 原材料費
 - 資機材費
 - 消耗品費
 - 情報発信費
 - 燃料費
 - ・ **旅費**
 - 委員旅費
 - 調査等旅費
 - 費用弁償
 - ・ **謝金**
 - ・ **委託費**
 - ・ **役務費**
 - ・ **雑役務費**
 - 手数料
 - 租税公課

注：事業を実施する上で必要と認められない場合は、支援対象とならない

⑥ 次の取り組みは、補助対象になりません

- ア 国等の他の補助事業による支援を受けている（受ける予定）の取組に係る経費
- イ 自力により既に実施している取組に係る経費
- ウ **農産物の生産費補填**（生産技術の開発及び実証並びに加工品の実証及び試作に係るものを除く。）若しくは**販売価格支持又は所得補償に係る経費**
- エ **販売促進のためのPR活動**としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費
- オ 事業の期間中に発生した**事故又は災害の処理のための経費**
- カ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

補助事業を申請するには

1 事業の概要

2 グループを作る



3 事業内容を検討する



4 事業計画書を作成する



公募締め切りまでに、地方農政局等へ申請する

2 グループをつくる

事業実施主体（事業を申請することができる者）

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社、協議会
（都道府県及び市町村については、薬用作物の新植支援および需要の創出メニューは除外）

ただし、**5名以上の受益農業従事者（65歳未満の者が含まれること）の参加が必要**
※受益農業従事者とは、原則として、年間150日以上農業に取り組んでいる者をいう



65歳未満

- ・ **農業者の組織する団体、協議会とは**
代表者の定めがあり、組織及び運営について規約の定めがあること
（補助金の交付を受ける場合は、専用の口座の準備が必要です）

補助事業を申請するには

1 事業の概要

2 グループを作る



3 事業内容を検討する



4 事業計画書を作成する



公募締め切りまでに、地方農政局等へ申請する

3 事業内容を検討する

○新たに薬用作物に取り組む場合

- ・栽培技術がわからない ⇒ グループ内で研修会を開催
- ・地域条件に適応した栽培方法を検討したい ⇒ 栽培実証ほの設置、栽培マニュアルの作成 等

○既に薬用作物の栽培に取り組んでいる場合

- ・作業の省力化をすすめたい ⇒ 既存の機械を改良
- ・産地化に向けて種苗の安定供給を図りたい ⇒ 種苗増殖実証ほの設置 等



・薬用作物栽培や製薬メーカーとの取引や栽培技術について調べたい

⇒ [薬用作物産地支援協議会ホームページ](#) …薬用作物に関する情報、栽培マニュアル等の情報

・どこでどのような薬用作物の作付がされているか調べたい

⇒ [\(公財\)日本特産農産物協会ホームページ「薬用作物及び和紙原料に関する調査」](#) …国内の栽培情報

薬用作物の産地化を支援するための相談窓口

当ホームページは、[薬用作物産地支援協議会](#)が平成28年度から農林水産省の補助事業である「薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業」を活用し、薬用作物の着実な産地化の取組を促進する一環として、薬用作物の産地化を望む地域の要望や課題に応じた相談に対応するためのものです。薬用作物の産地化に向けた事前の相談窓口としてご活用ください。

NEW!

令和3年度 薬用作物の産地化に向けた
地域説明会および相談会の参加受付を開始いたしました

開催形式の変更あり

令和3年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
薬用作物産地支援栽培技術研修会の開催について

NEW!

【売買支援】2021（令和3）年度・売ります／買います情報 申込受付中

1 検討会の開催

事業を実施する際には、効果的、効率的な事業実施のため、**事業の推進に必要な構成員（関係行政機関は必須）**による検討会を開催し、**事業全体の方針・内容の検討、進行管理、成果のとりまとめ、情報発信等**を行う。

※ 2又は3の取組を実施する場合は**必須**。検討会のみの実施はできません。

2 生産体制の強化

(1) 栽培実証ほの設置

地域条件に適応した栽培技術を確立させるために必要な**栽培実証ほ**を設置。

(収穫までに要する年数相当分（ただし3年以内）のほ場借り上げ等の経費の支援。面積5a以上の実証ほの設置が必要。)

(2) 種苗等増殖実証ほの設置等

優良種苗の安定な生産及び供給を図るための栽培技術の確立に必要な**種苗増殖実証ほ**の設置や**種苗等の増殖**に取り組む。

(取組期間の上限3年。計画的な種苗供給に必要な設置面積の確保が必要。)

(3) 新たな栽培技術等の実証導入

低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の**実証導入**のために必要な**農業機械等をリース**により導入。

(4) 薬用作物の関連設備・農業機械の開発・改良

低コスト化や品質の安定・向上等に**必要な設備や農業機械**について、市販されている農業機械又は既に事業実施主体が所有している農業機械等を活用した**開発や改良**。

※ 事業実施主体自ら開発又は改良を行うときは、農業機械メーカー等による技術協力を得ることが必要。

(5) 栽培マニュアルの作成

上記(1)～(4)の取組を実施した場合に**栽培技術を普及させるためのマニュアル**を作成。

(6) 課題等解決のための調査・分析

産地の課題等の解決の取組に必要な調査・分析の実施（残留農薬や機能性成分の分析など）。

(7) マッチングの開催

産地と実需者の連携の機会を提供するマッチングの実施（薬用作物の機能性や産地の特徴的な取組の紹介、生産者と実需者との交流の場の設定など）。

(8) 薬用作物の新植への支援（※漢方原料向けの薬用作物に限る）

漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用される薬用作物を対象として、初めて栽培契約を締結する薬用作物について、収穫までの**未収益となる期間に要する経費の一部を支援**（4万円/10a）。※ P16補助要件6を満たす必要あり

(9) 人材確保策の検討

繁忙期の外部人材又は外国人労働者の活用、福祉施設との連携等の推進を支援。

3 需要の創出

(1) 消費者・実需者ニーズ等の把握

薬用作物（生薬原料向け以外や生薬原料として使用しない未利用部分（以下、「未利用部分等」という。)) を利用した新たな商品開発等のため、消費者や実需者のニーズ、市場動向、その他需給に関する調査。

(2) 実需者等と連携した商品開発

実需者等との連携による薬用作物の未利用部分等を利用した商品の開発に必要な試作、パッケージの開発・改良、試作品のPRのためのパンフレット等の作成、試食会、商談会等の開催。

※ ただし、販売促進のためのリーフレット等の作成費やマスメディアによる宣伝は補助対象外

(3) 製造・加工技術の確立

薬用作物の未利用部分等を原料とした、品質や付加価値が高い製品の製造・加工技術の確立を図るために取組を実施。この取組を実施するために必要な機械や品質管理機器等の整備をリースによる導入。

(4) 消費者に向けたコト体験の展開

観光業者等との連携による薬用作物に関する体験ツアーの開発等。

(5) 消費者等の理解促進

消費地等における薬用作物に対する消費者の理解促進や認知度の向上を図るためのパンフレットの作成、試飲・試食会等の実施。

※ 上記3（1）～（4）を行う場合のみ実施可能

※ リースで導入できる機械及び機械の開発・改良のために購入可能な農業機械等（2（3）、3（3）、2（4））の範囲は以下のとおりです。

- ・ **価格（税抜き）が50万円以上、原則400万円未満であること。**
- ・ 2（3）での農業機械のリース又は2（4）での農業機械の改良を行う際には、**以下の農業機械等は補助対象外。**
 - ① トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン
 - ② 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械
 - ③ 事業による導入以前に利用された実績のある農業機械
 - ④ リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされるもの

地域における薬用作物の取組状況に応じた事業メニューの組み合わせ例

1 新たに薬用作物の栽培に取り組む場合

(1) 地域に適した栽培方法を検討したい

- ① 地域に適した栽培方法を検討するための栽培実証ほの設置
- ② 地域での薬用作物の栽培普及のための栽培マニュアルの作成
- ③ 日本薬局方の規格基準に適合しているか確認するための成分分析



(2) 試験栽培が終わり、生薬企業と契約を進めているが、未収益期間があることから農家が不安に感じて契約を進めにくい

- ① 薬用作物の新植の支援（4万円/10a）
- ② 実証ほの設置や栽培マニュアルの作成

2 既に薬用作物の栽培に取り組んでいる場合

(1) 作業の省力化を進めたい

- ① 収穫作業等を機械化するため、既存の農業機械を改良
- ② 改良した農業機械に対応した栽培マニュアルを作成

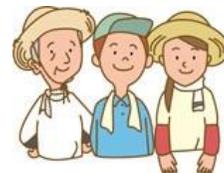


(2) 産地化に向け、種苗の安定供給が必要

- ① 優良種苗の安定供給のため、種苗増殖実証ほの設置（3年以内）
- ② 種苗増殖のための栽培マニュアルの作成

3 薬用作物の未利用部分（生薬原料にならない部分）を有効活用する場合

- ① 消費者ニーズを把握するための調査
- ② 実需者と連携した商品開発
- ③ 薬用作物に対する消費者の理解を促進するためのパンフレット作成
※生薬原料の取組とあわせて実施可能



補助事業を申請するには

1 事業の概要

2 グループを作る



3 事業内容を検討する



4 事業計画書を作成する



公募締め切りまでに、地方農政局等へ申請する

4 計画書を作成する

- ① 農林水産省ホームページより計画書入手
- ② 事業メニューから実施したい取組をについて計画書を記入、検討
- ③ 行政への協力要請、グループの規約の検討、費用の見積書等、申請に必要な書類を揃える



○ポイント

- ・ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること
- ・ 事業内容に応じて、成果目標を2つ選択し、目標年度までに達成すること
- ・ 分からないことがあれば、地方農政局へ相談下さい



○成果目標

事業内容に応じ、以下の成果目標から2つ選択し、目標年度（実施年度の翌々年度）までに達成が必要

※ 成果目標は、取組内容に応じて選択（成果目標は、事業審査の際のポイント付け（順位付け）に使用します

（参考：令和3年度実施要領等 https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti/reiwa3/2021tuyonou.html）

1 生産体制の強化（P10）に取組む場合

達成すべき成果目標	漢方薬向け薬用作物	それ以外の薬用作物
実施地区において事業で取り組む薬用作物の合計栽培面積	5%以上増加	50%以上拡大
実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計生産量	5%以上増加	50%以上拡大
実施地区の10aあたりの労働時間	2%以上低減	5%以上削減
種苗増殖実証に取り組む薬用作物	1つ以上を種苗として供給	
1つ以上の薬用作物について製薬企業等と生産に係る契約を締結	1契約以上	-
1つ以上の薬用作物について日本薬局方に定める規格基準を満たす	1つ以上	-
（初めて当該地区で栽培を行う場合）実施地区において、受益農業従事者以外に当該作物の栽培に取り組む農業従事者	1名以上増加	5名以上増加
関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）	5%以上向上	
（人材確保策の検討に取り組む場合）受益地区において、新たに人材を確保	1人以上確保	

2 需要の創出（P11）に取組む場合

達成すべき成果目標（作物共通）
開発した新商品を1以上販売開始する
全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を1%以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を1%以上確保。
新たな販路を1以上拡大する。なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。
契約取引量指数を直近値より7以上増加。
生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上

※ 成果目標の達成年度は事業実施の翌々年度です。

ただし、

- 栽培実証ほの設置や種苗増殖実証ほの設置等について、栽培期間が2年間を超えるため事業実施の翌々年度までに結果が得られない場合は、収穫年の翌々年度（ただし実施後4年度以内）
- P9薬用作物の新植への支援については、栽培期間が4又は5年の薬用作物に取り組む場合は収穫年になります

持続的生産強化対策事業

2 地域の生産体制強化・需要創出事業

関連計画での位置づけ	GFPグローバル産地計画	有・無
	地域別振興計画 <small>※事業実施年度中に位置づけられることが確実な場合は、「有」</small>	有・無

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 事業実施（変更）計画書

事業実施年度：令和 _____ 年度

事業実施主体名： _____

都道府県名・市町村名： _____

対象作物名： _____

第1 事業概要

1 事業計画総括表

事業概要	事業量 (回数、台数、 面積等)	事業費 (円)	負担区分 (円)			補助率	備 考
			国庫 補助金	自己負担	その他		
(1) 検討会の開催						定額	
(2) 生産体制の強化						定額	
ア 栽培実証ほの設置						定額	
イ 種苗等増殖実証ほの設置等						定額	
ウ 新たな栽培技術等の実証導入						1/2 以内	
エ 関連設備・農業機械の開発・改良						定額	
オ 栽培マニュアルの作成						定額	
カ 課題等解決のための調査・分析						定額	
キ マッチングの開催						定額	
ク 茶の改植等及び未収益期間を有する薬 用作物の新植の促進						定額	
ケ 農業機械等リース支援						1/2 以内	
コ 人材確保策の検討						定額	
(3) 需要の創出						定額	
ア 消費者・実需者ニーズ等の把握						定額	
イ 実需者等と連携した商品開発						定額	
ウ 製造・加工技術の確立							
うち製造・加工技術の確立						定額	
うち必要な機械等のリース						1/2 以内	
エ 消費者に向けたコト体験の展開						定額	
オ 消費者等の理解促進						定額	
計							

注:「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」）を記入すること。

2 受益農家等の状況

受益農業従事者数	受益農業従事者うち65歳未満の数	受益農業従事者のうち法人・集落 営農、新規就農者の数	事業実施主体	
			法人・集落営農組織の 場合は右欄に○を記入	

注：受益農業従事者の欄は、本事業を実施することにより益を受ける者の数を記入すること。また、農事組合法人の場合は、農事組合を設立する際の発起人を受益農家戸数とする。農事組合法人以外の農地所有適格法人は、定款に記載された法人の構成員（出資者）であって農業に150日以上従事する者を受益農業従事者とする。特定農業団体の場合は、その構成員を受益農業従事者とする。

3 事業完了予定（又は完了） 令和 年 月 日

4 事業対象作物の生産状況、販売状況、

(1) 事業の対象作物

--

注：本事業で取り組む作物を記載すること。

(2) 生産状況

ア 栽培面積及び生産量

作物名	現 状 (年度)		本 年 度 (年度)		目 標 (年度)		備 考
	栽培面積 (a)	生産量 (トン)	栽培面積 (a)	生産量 (トン)	栽培面積 (a)	生産量 (トン)	
計							

注1：「本年度の栽培面積」の欄は、事業実施年度に栽培を計画している面積を記入すること。

2：「本年度の生産量」の欄は、事業実施年度に栽培を計画しているほ場で生産される見込み数量を記入すること。

3：蚕の場合は、「栽培面積(a)」の欄は「飼育数量(箱)」、「生産量(トン)」の欄は「収穫量(トン)」とすること。

4：蚕における「飼育数量(箱)」欄は、2万粒を1箱として換算すること。

5：薬用作物の場合は、備考欄に生薬名及び栽培年数(植付から収穫までに要する年数)を記載すること。

6：適宜、行を追加して記入すること。

○補助要件

- 1 **事業内容が成果目標の達成に結びつく取組**であること
(詳細はP14成果目標参照)
- 2 受益農業従事者の常時従事者が5名以上であること
- 3 受益農業従事者に65歳未満の者が含まれること
※ 受益農業従事者とは、販売・加工等を含む農業について、原則年間150日以上取り組んでいる者

上記のほか、メニューによって以下のような要件があります。

- 4 栽培実証ほを設置する場合は、事業実施年度中に設置することを計画する面積が原則として5アール以上であること
- 5 種苗増殖実証ほを設置する場合は、優良種苗を計画的に供給するために必要な設置面積を確保すること

6 新植の支援（漢方向け薬用作物限定）については、

- (1) ①農業機械の改良による機械化の推進、②実証ほの設置や栽培マニュアルの作成、③実需者と連携した商品開発のいずれかを併せて実施又は同様の取組を既に実施
- (2) 収穫年を除く栽培年数が1～4年
- (3) 実需者と契約が締結され、事業実施年度内に播種又は植え付けを行うもの
- (4) 2年目以降も同一ほ場で適切な管理がなされ、継続して栽培されているもの
- (5) 本事業以外の国庫補助事業による未収益期間の支援が行われない薬用作物
- (6) 実需者等に生薬原料として供給したことがない品目

※ ただし、契約の拡大等により次年度以降、同一生産者が別のほ場で作付けを行う契約品目も契約対象とする場合には、追加栽培分も支援対象とすることが可能。また、当該契約に基づく新規生産者についても、初年度契約分の未収益期間内に作付けをする場合には支援対象となります。

○その他留意事項

本事業の成果について、**事業実施主体は農業関係者等に広く公表し、積極的な公開・普及に努めていただくとともに、事業終了後に得られた成果についても必要に応じ発表していただくことがあります**。また**普及・啓発を目的として、農林水産省が利用することがあります**。また、**事業終了後5年間は証拠書類を保存**してください。

補助事業を申請するには

1 事業の概要

2 グループを作る



3 事業内容を検討する



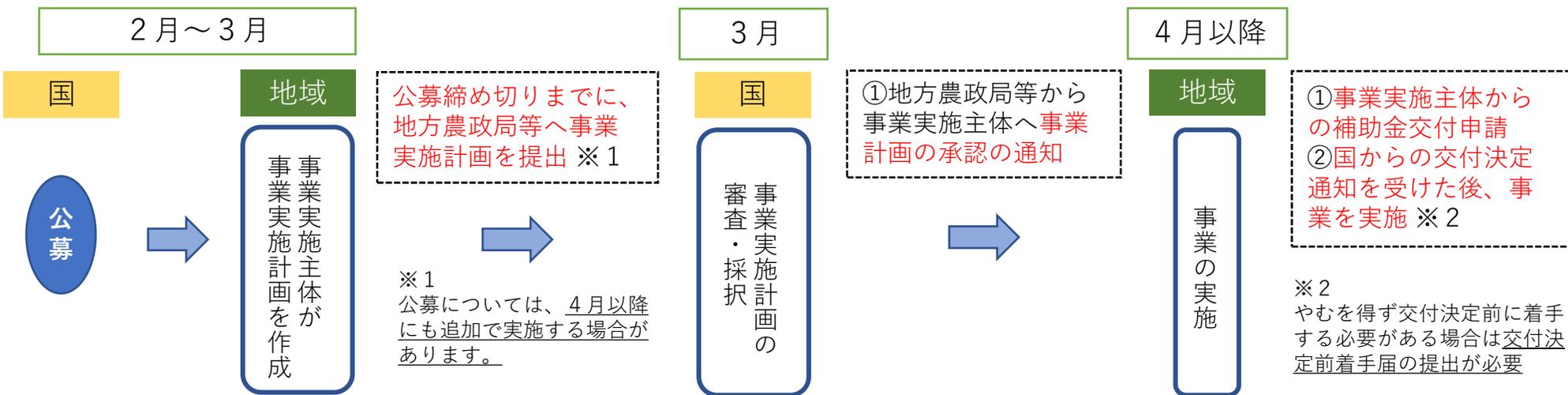
4 事業計画書を作成する



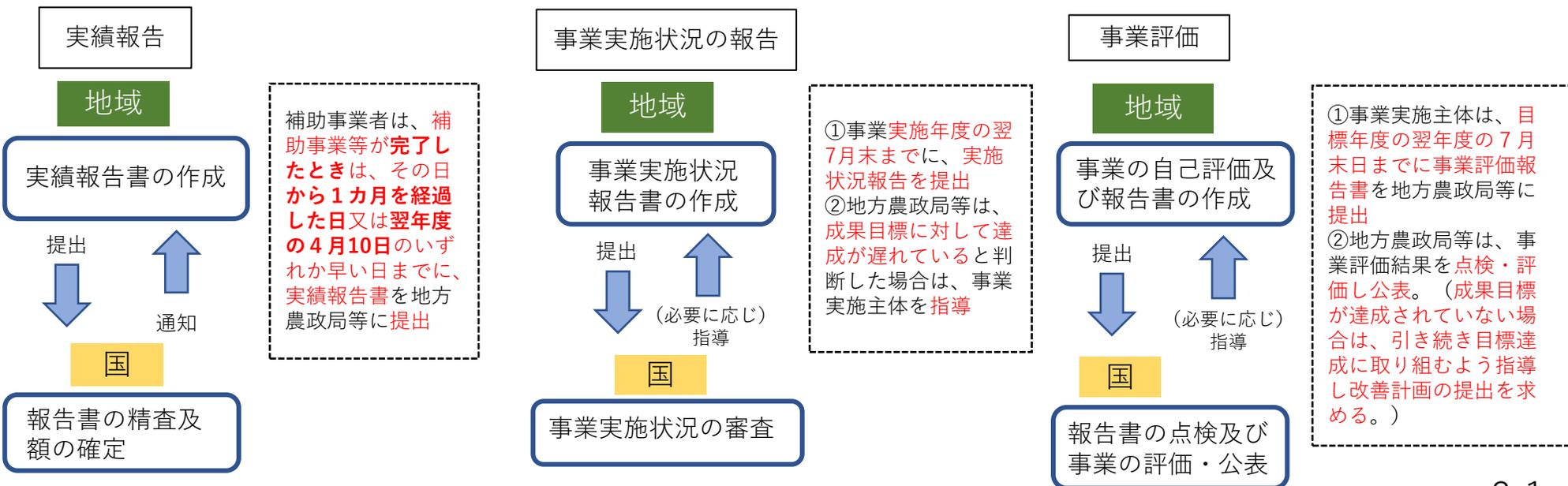
公募締め切りまでに、地方農政局等へ申請する

○事業実施等の手続き

1 事業実施までの手続き



2 実績報告及び事業実施状況報告、事業評価



本事業による支援は、各地方農政局等を通じて行われます。
本事業の詳細については、以下の各地方農政局等へお問い合わせください。

< 地方農政局等 >

北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課 011-330-8807
(管轄：北海道)

東北農政局 園芸特産課 022-221-6193
(管轄：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東農政局 園芸特産課 048-740-0434
(管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

北陸農政局 園芸特産課 076-232-4314
(管轄：新潟県、富山県、石川県、福井県)

東海農政局 園芸特産課 052-223-4624
(管轄：岐阜県、愛知県、三重県)

近畿農政局 園芸特産課 075-414-9023
(管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国四国農政局 園芸特産課 086-224-9413
(管轄：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州農政局 園芸特産課 096-300-6250
(管轄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 098-866-1653
(管轄：沖縄県)